

令和6年5月15日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 1 1 回農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和 6 年 5 月 1 5 日（水） 午前 9 時

2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室

3 出席委員

1 番	亀山	真由美	君	2 番	岡本	幸子	君
3 番	大崎	正男	君	4 番	山重	義則	君
5 番	中元	茂雄	君	6 番	寺西	久美子	君
7 番	鈴木	喜義	君	8 番	勝本	澄人	君
9 番	原田	淳一	君	1 0 番	菅岡	利夫	君
1 2 番	齋藤	貴之	君	1 3 番	宮本	三雄	君

4 欠席委員 1 1 番 下土井 進 君

5 説明のため出席した者

事務局長	楠原	慎太郎	君
事務局次長	中原	賢	君

6 記事ならびに議事録調整者

農林水産課長補佐	半田	一豊	君
職員	伊藤	義人	君

会議に付議した事項

議案第 5 5 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 5 6 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 5 7 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 5 8 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 5 9 号	特定農用地利用規定の認定について

第11回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第11回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、下土井委員がまだ調子が悪いようなので一人欠席で13名中12名になっており、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において大崎委員と山重委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

次に、会期についてお諮りいたします。

本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第55号を上程します。
議案第55号の整理番号1番から4番につきまして、通常なら事務局から4事案の説明を行った後、担当地区委員の意見及び採決等を行っておりますが、整理番号1番につきましては、農業振興地域の農用地区域内の農地について、営農型太陽光発電設備の設置が計画されておりまして、これがなかなか難しい問題でありますので、本市としましては初めての事案でございます。まずは整理番号1番について審議及び採決を行い、次に整理番号2番から4番を続けて審議及び採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

営農型の太陽光は、全国的にやっていますが、山口県でも一件ほど事例がありますが、きちんとやっていないといえますか、宇部でも以前出ましたがこれも不採決ということで進めております。そういうことで1番から説明を行います。

よろしくお願いします。

次長 中原君 議案第55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。
（3条－1）
整理番号1番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●番● 地目 田 面積1,013㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、受人の要望により譲り渡すものです。

受人は、●●●●●●を本拠とする株式会社で、申請地を譲り受け榊を栽培するものです。

申請地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号により規定された農用地域内の農地で、今後、営農型太陽光発電設備を設置し、太陽光パネル下部の日陰を利用して榊の栽培を行う計画で、近年全国的に事業を拡大しております。

営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受けて農地に支柱を立て、上空に太陽光発電設備を設置し、下部で営農を行うもので、農用地域内の農地での実施が可能な制度です。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●●●から北に約1kmの距離にある、●●●●●●●●●●付近の農地です。

本件につきましての審査基準の適合等につきましては、楠原局長が説明をいたします。

局長 楠原君

それでは、時間をいただきまして私の方で今回出てきました営農型太陽光発電についての説明をしたいと思います。

皆様方の資料の中にA3で一枚紙、平面図があるかと思いますが、今回3条申請、所有権移転ということで、次長からも説明がありましたように将来的にはここに太陽光パネルを設置して営農型の太陽光発電設備を設置するというふうに聞いておるところでございます。

A3の紙には最終的な太陽光パネルを設置した図面がついており、左上の方に一覧表をつけております。

まず、農地の方ですが、先ほど申しました営農法人が取得しまして、榊を栽培するという事になっております。それから、その上に電力会社さんが地上権を設定しまして太陽光パネルを設置するという事になっております。地中につきましては、農地ではございませんので一時転用をして支柱を立てるといふ、こういった形での営農型太陽光発電設備を作るといふことでございます。

作るにあたりまして、今回出てきました書類の中から営農法人がどうかということで、耕作証明をつけていただきました。

なぜ、耕作証明をつけていただいかといいますと、全部効率利用要件というのがありまして、こちらを満たしておる場合に限り3条での農地の取得が認められるということでございます。

全部効率利用要件を満たしているかどうか、出てきましたすべての自治体に照会をかけてみました。耕作証明だけでは実際どのような耕作をされているのか分からないというところもございまして照会しま

が、実態としては不明という状況でございました。

●●●●ですが、先ほど会長からもありましたように、●●では不許可ということで聞いております。それから、ここにもありますが、●●●●につきましては、昨年許可をしたようですが、許可後、最初に許可をしたところがちゃんとできていないのに次が出てきたということで、2回目は不許可にされたというふうに聞いております。1回目のところも指導して、どうにか今櫛を植えた状況というふうなのが●●●●の状況というふうに聞いています。

以上、ざっとなんですがこの法人の今の経営状況について説明させていただきました。これを踏まえまして皆様に十分どういったふうにするかというのをご協議いただきたいと思います。

議長 宮本君

今、局長の方から説明があったのですが、この間も山口の常設審議委員会でちょっと話が出たのですが、この営農型になるとちょっと高くなるんです。そしたら、普通の太陽光の基礎でなしに基礎をきちっと打たなければならなくなるんです。基礎を打って今度営農の方に戻すとなると、太陽光をやめたときにそれが果たして営農できるような状態になるかどうか、その辺も疑問だなということも出ました。

そういうもろもろのことがあって、今、局長が言われたように、この太陽光発電の会社は何かしら太陽光の方がメインで、営農の方はどうでもいいような感じです。

その辺で今からどんどん出てくるとは思いますが、柳井市としてはいかがなものかなと思って、皆さんにお諮りしているわけです。

そういうことで、整理番号1番につきまして、新庄余田地区担当委員の意見を原田委員の方からお願いしたいと思います。

9 番 原田君

4月の30日に関係委員の方と事務局で協議をいたしまして、その後、現地も確認いたしました。ただ今、局長の方から説明があったとおりで、受人の方の基準を満たしていないというような判断をいたしましたので、地元の委員としてはこれを認めることはできないという判断をいたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

柳井市は初めてのことなので現場を見られないと分からないとは思いますが、意見がないようですので質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第55号の整理番号1番につきまして採決を行いたいと思います。

本件は農地法第3条第2項第1号に規定されている全部効率利用要

件の基準に該当し、営農計画の実行についても確実性に疑義があることから、不許可とすることについて採決をしたいと思います。

許可ではなく、不許可とすることについての採決ですので、お間違いないようお願いいたします。

不許可とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

不許可です。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第55号の整理番号1番については、不許可と決めます。

議長 宮本君

それでは、続きまして、議案第55号の整理番号2番から4番について、事務局から説明をお願いいたします。

次長 中原君
(3条-2)

整理番号2番でございます。

申請地は、●●●●●●●●●●番● 地目 田 面積727㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、受人の要望によりに譲り渡すものです。

受人は、申請地を譲り受け、レモン栽培の畑として利用し、将来的には出荷を計画するものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●●●から北東に約600mの距離にある、●●●●●●●●●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●●●●●●●●●番● 地目 田 面積550㎡
外2筆 合計 田 3,072㎡です。

利用状況は畑として耕作中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、●●●●に居住しており、高齢で耕作管理が困難なため、譲り渡すものです。

受人は、利用権設定で申請地を借り入れていた農地であり、自宅に隣接しているため耕作管理が便利で、野菜やイチゴ栽培の畑として利用するものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●●●から南に約1.2kmの距離にある、●●●●●●●●●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要

件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-4)

続きまして、整理番号4番でございます。
申請地は、●●●●●●●●●●番 地目 畑 面積386㎡です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、受人の要望により譲り渡すものです。
受人は、申請地は所有農地に隣接しており、自宅からも近いため耕作管理が便利で、柿や栗の栽培を行うものです。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●●●から西に約1.2kmの距離にある、●●●●●●●●●●付近の農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号2番、3番につきましては、岡本委員。

2番 岡本君

整理番号2番ですが、ここに書いてあるとおりレモンの栽培を本気でされるようなので、とてもいいことではないかと思っております。
続きまして3番につきましては、今借り入れられているところを自分のものとして買われて続けられるということで何ら問題はないと思っております。よろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号2番及び3番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
なしということなので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号4番につきましては、大崎委員。

3番 大崎君

整理番号4番ですけれども、受人が申請地のすぐ隣といいますか、近くにありまして、先には果樹栽培をやるということですが、管理が家の前ですので簡単にできるのではないかと思います。

議長 宮本君

整理番号4番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

次長 中原君 訂正を申し上げます。整理番号2番と4番につきまして、先ほど私の説明で耕作中と申し上げましたが、整理番号2番と4番につきましては、休耕中の状態です。訂正をさせていただき、おわびを申し上げます。申し訳ございません。

議長 宮本君 ということで、整理番号4番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第55号の整理番号2番から4番については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第55号の整理番号2番から4番については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして議案第56号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第56号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●●●●●番● 地目 田 面積159㎡ 外3筆
合計 田 1,591.06㎡です。

申請人は、市内で運送業を営んでおり、申請地に事業用並びに社員用の駐車場及び農業用機械等の置場を建設するものです。

すでに、工事が完了しているため、始末書が提出されています。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●●●から北に約2kmの距離にある、●●●●●●●●●●付近の農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、公共投資の対象となっていない、概ね10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。立地基準、一般基準について審査した結果適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番につきましては、中元委員。

5番 中元君 ただ今事務局より詳しい説明がございましたが、40年代から運送

業を始められて、すでにそれからこちらは駐車場として使われております。よろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号1番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

ないようですので質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、整理番号1番の議案第56号につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第56号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして議案第57号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

(5条-1)

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●●●●●●●●番● 地目 田 面積983㎡です。

利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、相続により申請地を取得しましたが、農業の経験がなく、後継者もないため、受人の要望により譲り渡すものです。

受人は、市内で不動産業等を営む法人で、申請地に宅地分譲2区画、駐車場及び道路を建設するものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●から北西に約250mの距離にある、●●●●●●●●●●付近の農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、都市計画法の規定による用途地域内の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君 続きまして、整理番号2番でございます。

(5条-2)

申請地は、●●●●●●●●●●番● 地目 田 面積642㎡
外1筆 合計 田 1,701㎡です。

利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、●●●●に居住しており、高齢で耕作管理が困難なため、受人の要望により譲り渡すものです。

受人は、●●●●で太陽光発電事業等を営む法人で、パネル設置面積

の山口県農業会議常設審議委員会の聴取対象となり、承認された場合に許可する案件になります。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番と2番につきまして、菅岡委員

10番 菅岡君

整理番号1番と2番ですけれども、5月の1日に現地調査を行っております。

まず、整理番号1番でございますが、資料の図面を見ていただいたらと思いますが、●●●●●●に接しておる農地で、西側に農地がございますけれども、これは休耕中ということで、申請地より一段低い状況でございます。雨水等につきましては、団地内の市道の側溝がございますけれども、これを利用するということで問題はなかろうかと判断をしております。

整理番号2番でございますが、これにつきましては太陽光発電ということで、南側に宅地がございますけれども、申請地の方が低い状態でございますので、特に影響はないということと、雨水等につきましては既存の農地の排水路を利用するということになっておりますので、これにつきましても特に問題はないと思っております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番と2番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号3番につきましては、勝本委員。

8番 勝本君

整理番号3番でございますが、4月30日に現地確認をしております。●●の●●●●●というところでございまして、●●のメガソーラーの北側に位置するところで、ちょっと日当たりの悪いところでございますけれども、全体が休耕田になっております。雨水につきましては、近くに農業用の排水路が通っておりまして、特段問題ないというふうに思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号3番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号４番につきましては、山重委員。

４番 山重君 整理番号４番ですが、●●●●●●の園舎の建て替えということで２年前から申請しておりまして、仮園舎が建っております。そのあと園舎ができましたので、園庭と駐車場に利用するというので、何ら問題はないと思っております。

議長 宮本君 整理番号４番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、整理番号１番から４番の議案第５７号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第５７号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして議案第５８号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第５８号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。

市長より、令和６年４月２５日付けで、農業委員会にこの集積計画の決定を求められています。

計画は、２件、４筆、合計５,００５㎡で、すべて新規です。

農用地利用集積計画については、農業者等の申出により、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定に基づき、なお従前の例により定めるもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の全部効率利用要件などの要件に該当するものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
何か質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、議案第５８号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第５８号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

議案第５９号 特定農用地利用規定の認定につきまして、農林水産課の半田課長補佐に説明をお願いいたします。

農林水産課長補佐 半田君

農林水産課の半田です。よろしくお願いいたします。

議案第５９号について、説明をいたします。

この度、●●●●地域の農用地利用調整組合から特定農用地利用規程認定申請書が柳井市農林水産課に提出されました。

この規定の認定の際には、農業経営基盤強化促進法施行規則第２４条の規定により準用する同施行規則第２条の規定により、農業委員会と農業協同組合の意見を伺うということになっていますので、本日議案上程をさせていただきました。

●●地区農用地利用規程は、延長期間を含めた１０年を経て認定期間が終了したため、再度更新という形の申請書が提出されています。

議案の２枚後ろに●●地域農用地利用調整組合の申請書類がございます。

それぞれ添付書類といたしまして、特定農用地利用規程、農用地利用調整組合同約、農用地利用調整組合加入同意者名簿、農用地利用調整組合総会議事録、特定農業法人の同意書を添付しています。

●●地区特定農用地利用規程について、詳細を説明いたします。

第１条で目的を掲げておりまして、●●地区の農業振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進することを目的としております。

第２条に基本的な内容について記載しております。効率的かつ総合的な農用地の利用を図り、生産性の高い農業構造を実現するため、作付地の団地化、役割分担の明確化、特定農業法人に対する農用地利用の集積、農用地の利用改善を行うことを行うとしております。

第３条の実施区域につきましては、別紙に区域図を添付しています。実施区域は、●●地区で圃場整備を行った地区及びその周辺の農地を実施区域としています。

第４条から第１０条は、第２条について詳しく記載したものでございます。

第１１条に特定農業法人について記載しています。区域内で農作業

が自らできなくなった場合に、農作業の受け手として位置づけられる法人を明記しています。当●●地区におかれましては、農事組合法人●●●●●●●●を特定農業法人と指定しており、資料の後段に法人の同意書を添付しています。

第12条の集積の目標でございますが、特定農業法人への農用地の利用集積の目標面積を12.3ha、その面積と現況集積面積10.7haの差である1.6haを集積目標面積としています。

以上のように、●●地域農用地利用調整組合が農地の出し手組織となり、農事組合法人●●●●●●●●がその受け手組織となり、二つの組織が連動して●●地区の営農を継続していくという仕組みになっています。

第13条に用排水路管理等について記載しています。慣習に基づき管理を行い、関係機関と協議の上、協力して実施するとしています。

第14条に細則について記載しています。規則を実施するために必要な細則は、組合が別に定めるものとしています。

以上、●●地区農用地利用規程の認定について説明を申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

議案第59号について、何か質疑はございますでしょうか。

まだ、あいさいさんは半分くらいですか。全部受けとってですか。

4番 山重君

ほぼ全部です。

議長 宮本君

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第59号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第59号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

冒頭に3条の件で言いましたが、今、全国的に営農型がどんどん進んできておりますが、ちょうど全国的に地域計画が出てきており、これの兼ね合いも見ていく必要があると思っています。

あえて農振地域に無理して営農型をやらなくても、今から先、やれるところはいくらでもあるのではないかという気がします。

3条の1番は、柳井市としては不許可ということで決定いたします。

議長 宮本君

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。
(閉会 午前9時50分)